平成２２年（フ）第３３３号
和歌山市大谷24―２　メゾンファミーユ101号室、住民票上の住所和歌山市善明寺177番地の27
債務者　田中比沙子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２８号
香川県高松市庵治町1130番地
債務者　松岡眞里子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４９号
香川県高松市屋島西町1911番地３ファミール屋島1101号
債務者　樋口　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２号
茨城県日立市東大沼町４丁目６番６号、前住所茨城県常陸太田市幡町1921番地２
債務者　松本　義明
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１０３号
茨城県日立市東大沼町４丁目６番６号、前住所茨城県常陸太田市幡町1921番地２
債務者　松本　好美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１１７号
茨城県日立市大沼町２丁目17番26号
債務者　志田　初美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１２０号
茨城県日立市大沼町１丁目21番６－１号
債務者　有賀　京子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１８４号
茨城県土浦市右籾2700番地145
債務者　安室　アルトロジュニア
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８５号
茨城県土浦市右籾2700番地145
債務者　安室メイこと　尹　　秀一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４４２号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字大松本21番地１　ツインハイムミサトＢ棟101号
債務者　粕谷八千代（旧姓保母・清水）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４８７号
愛知県春日井市高森台７丁目１番地１　県営東高森台住宅306号棟106号室
債務者　渡邊　清乃
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５４５号
愛知県あま市木田加瀬24番地　パティオ102
債務者　新納　正道
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５５５号
名古屋市守山区小幡南１丁目13番10号　大平マンション311号
債務者　冨嶋　文則
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５７０号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地７棟603号
債務者　加藤　由美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２号
香川県坂出市笠指町４番50号　来夢１番館Ｂ203号室、住民票上の住所香川県仲多度郡まんのう町公文549番地１
債務者　田邊　暁美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４５号
香川県綾歌郡宇多津町93番地５　グレイス・カーサＢ―101
債務者　山下　潤一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第６７号
香川県善通寺市生野町2971番地
債務者　廣　　和一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第７４号
香川県仲多度郡多度津町大字庄304番地３
債務者　中田三千代
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　高松地方裁判所丸亀支部